

新宿区介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱

	平成 28 年 1 月 14 日	27 新福介推第 1306 号
改正	平成 28 年 11 月 7 日	28 新福介推第 1380 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	31 新福介推第 5043 号
改正	令和元年 9 月 9 日	31 新福介推第 5791 号
改正	令和 3 年 11 月 30 日	3 新福介推第 1194 号
改正	令和 5 年 10 月 27 日	5 新福介推第 1037 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、新宿区内において次に掲げる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（以下「法」という。）に基づくサービスを実施する施設を設置する民間事業者に対し、東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（以下「東京都施設開設準備経費等支援事業」という。）を活用し、予算の範囲内において、当該施設等の開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護（法第 8 条第 1 9 項）
- (2) 認知症対応型共同生活介護（法第 8 条第 2 0 項）
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（法第 8 条第 2 2 項）
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護（法第 8 条第 2 3 項）

2 本補助要綱に基づく補助金を受ける事業者は、補助金が区民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

(事業内容)

第 2 条 この要綱に基づく事業とは、別表に掲げる対象施設を区内に設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について区が補助する事業とする。

なお、この要綱における「開設」には、災害復旧による再開設を含むものとする。

(対象除外)

第 3 条 次に掲げる場合は、この要綱に基づく事業の対象としない。

- (1) 東京都施設開設準備経費等支援事業の対象とならない事業である場合
- (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

(3) 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

(4) 社会通念上適当と認められない経費に充てる場合

(補助対象経費)

第4条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費及びその算定の基準は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

ア 別表の第1欄に掲げる対象施設ごとに、第2欄に掲げる交付基礎単価に第3欄に掲げる単位を乗じて得た額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、別表の第1欄に掲げる対象施設ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 別表の第4欄に定める対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、ア中「第2欄に掲げる交付基礎単価に第3欄に掲げる単位を乗じて得た額」とあるのは「第2欄に掲げる交付基礎単価に第3欄に掲げる単位を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、補助金の交付を受けようとする場合は、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例の定めるところにより区長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請を行った者に対し通知するものとする。

2 区長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則第3条に規定する通知書により、当該申請を行った者に対し通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、同項の規定により申請した者のうち、補助金の交付を受けようとする者が、介護保険法第23条、第78条の6又は第115条の16の規定に基づき、実地指導又は監査に対し適切に対応しない等の事情があるときは、当該者に係る補助金を交付しない旨の決定をすることができるものとする。

(補助条件)

第8条 区長は、補助金を交付することを決定したときは、別記の補助条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の請求は、第7条の規定による補助金交付決定通知書の通知を受けた法人が行うものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 この要綱に基づく補助金は、事業の完了後に、請求に基づいて交付する。

2 前項にかかわらず、区長が特別の事情があると認めた場合には、補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年1月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (28 新福介推第 1380 号による改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年11月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (31 新福介推第 5043 号による改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (31 新福介推第 5791 号による改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和元年9月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (3 新福介推第 1194 号による改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

附 則 (5 新福介推第 1037 号による改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年10月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 対象施設	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
ア 小規模多機能型居宅介護事業所	9 1 4 千円	定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数)	対象施設の円滑な開所に必要な、開設前の6月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費 (備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
イ 認知症対応型共同生活介護事業所			
ウ 地域密着型介護老人福祉施設			
エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			

別記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

(1) 3及び5による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(2) 補助事業者が、(1)の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

(1) 区長は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命じることがある。

(2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

(1) 区長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) 前項の規定は、6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

(1) 区長は、8により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

10 違約加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、8により補助金交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

13 財産処分による収入の取扱い

補助事業者が、区長の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

14 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を

図らなければならない。

15 帳簿の整理

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

16 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

17 事業実施のための契約手続き

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、区が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

18 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

19 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を区に納付させることがある。

別紙

新宿区長 宛て

住 所
法 人 名
代表者名 (印)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 新 第 号により交付決定を受けた
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、
下記の通り報告する。

記

1 施設の種類及び名称

施設の種類：

名 称：

2 補助金確定額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要交付金返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。

【担当】

所 属

氏 名

連絡先

第1号様式（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

所在地

法人名

代表者名

印

下記のとおり、補助金の交付について、関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 申請金額
- 2 対象事業
- 3 添付書類

第2号様式（第7条関係）

補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

新宿区長

年 月 日付けで申請のあった（ 法人名 ）に対する補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金額
- 3 交付条件

第3号様式（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

番 号

年 月 日

様

新宿区長

年 月 日付けで申請のあった（ 法人名 ）に対する補助金については、
下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

理由